

令和7年3月第1回 木島平村議会定例会
《第3日目 令和7年3月7日 午前10時00分 開議》

議長（勝山 正）

おはようございます。

（出席者全員「おはようございます。」）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

なお、質問において誤解を招いたり、不快を与えるような発言については、気をつけてお願いしたいと思います。

2番 湯本直木議員。

（「はい、議長。2番。」の声あり）

（2番 湯本直木 議員 登壇）

湯本直木議員につきましては、事前に資料の持ち込みの申請がありましたので、これを許可しておりますのでよろしくお願いいたします。

1. 議会一般質問の対応について

2番 湯本直木 議員

おはようございます。

ただいま議長から発言を許されましたので、質問の通告書に基づきまして、5つのテーマについて質問をさせていただきます。

まず一つ目ですが、議会の一般質問の対応についてです。

この議会で議員として2年近くが経過しようとしておりますが、過去6回、一般質問させていただきましたが、その中で感じたことは、議会一般質問で村長始め担当課長からの答弁は、相変わらず「検討します」などの先送りの回答や棚上げした答弁が多く、私だけではなく同僚議員への答弁についても多々見受けられます。この感覚については、ここにいる全議員が同じ思いしているものと思います。

そして、先送りした案件や棚上げした内容についての経過報告や進捗状況、その結果については、行政側から能動的に質問した議員に対して迅速な報告や回答があるならまだしも、質問者側から再度聞き直さないと回答が得られないといったケースがほとんどであります。議員からの質問に対して、積極的に答弁しようとする気持ちや姿勢が欠如しているようにも見えてしまいます。悪く言うと、上から目線で見られているというふうにもとられかねません。

人の能力のキャパシティには個人差はありますが、限度があります。その保留した事項や先送りした案件が残れば、それが解決するまではそれを抱えていないとなりません。時間の経過とともに、当然、次に新しい事案が発生するでしょう。そのときに古い案件を残っていれば、新しい案件についての対応はおろそかになってしまいますし、その新しい案件に取り組めば古い案件はおろそかになってしまいます。人間としての精神衛生上も好ましいものではありません。ましてや、議会の一般質問については、遅くとも1週間前には行政側へ質問通告書という形で提出をしてありますので、幅広く資料の準備をしておく必要があると考えます。

このことをお話して、村長に質問をしますので一つずつお答えください。

まず一つ目、積極的な答弁ができない、答えられない理由は何かあるのでしょうか。

議長（勝山 正）

ちょっと内容的に違ってきているような気がしますが、通告にある内容でやってもらえばありがた

いです。「回答責任者の意識を変えていただくように、任命権者として村長の見解を問う」という内容でありますので、そのことについての質問はいいのですが。

2番 湯本直木 議員

はい、わかりました。2つ目に移ります。失礼しました。

こういった状況については、まず村長自身が意識を変えていく必要があると考えますが、村長の見解はいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

日墓村長。

村長（日墓正博）

「検討します」という言葉についてであります。一般質問の答弁において「検討します」の表現は、再質問以降の答弁で回答する場面が多いと認識しております。その場で回答ができない事項や、回答や調査・協議に時間がかかる、協議が必要なケースがあります。

事前に通告していただければと思いますが、検討結果や状況等の報告について迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。また、議会日程に限らず、その都度ご質問等いただければ、内容によってはお答えしてまいりたいと思いますが、検討に時間を要するもの、それからまた、実行できないものもありますのでご理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、できる、できない、検討継続など、庁議、課長会議であります。庁議等で諮って迅速な対応をしていくように促していきたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

前向きな積極的な回答をいただいたと理解をさせていただきます。

その3つ目の質問を用意しておったんですけれども、今村長にその回答いただきましたので、3つ目の質問はしませんが、先日、議会改革特別委員会で、議会を傍聴していただいた皆様との意見交換会を開催しました。

やはり、その参加者の方からも「検討しますなど、先送りや棚上げした答弁が多々見られる」という意見もあり、さらには、村長が答弁を担当課長に任せすぎだというような話もあり、質問された内容について、まず、自分の意見をお話いただいてから担当課長に答弁させるべきだとの指摘、意見もありました。こんなこともありますので、この件をお話して、今議会、まだ私のこのあと3名議員が質問に立ちますので、その答弁につきましては、前向きにやる気のある姿勢が見える答弁をお願いして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2. 村観光施設運営会社との向き合い方と村民への対応について

2つ目としまして、村観光施設の運営会社との向き合い方についてです。

この内容については、以前にも同様なお話をさせていただいた経過がありますが、村長は常々「木島平村は観光と農業の村だ」という発言をされ、村の観光施設運営会社と向き合う姿勢については、一昨年3月議会で「契約締結後も村民の意見・要望を聞き、相手の会社との仲介をしていきたい」と発言もありました。あわせて、今議会の議案第39号のコメントには「村の主産業は農業である」や「農業とともに観光業が村を支えており」とも書かれております。さらに、28日の議会での令和7年度の施政方針では「村民生活の向上と一人ひとりが希望を持てる村、持続可能な村づくりを目指して

まいます」とのコメントもありました。

しかしながら、現状はどうでしょうか。数々の村民の立場に立ったような発言、村民目線での発言とは全く裏腹で、有言不実行と言わざるを得ない状況だと思っております。

私が思うには、村の理事者は、村職員の先頭に立って村民の生活・財産を守り、安心安全な環境をつくり、福祉の向上にも努めていかなければならない公僕として、率先垂範の使命があると私は認識をしております。それを前提に、もっと前向きに村民の目線や村民の立場に立って施設運営会社と向き合う必要があると考えますが、村長の現段階の見解はいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

内容については、民法210条の話を聞こうとしているのですか。

2番 湯本直木 議員

その前段の話ですね。

議長（勝山 正）

だからそこら辺のところの質問の内容ちょっと・・・

2番 湯本直木 議員

今の質問はちょっと訂正をさせていただき、民法210条の件に移らせていただきますが、その不誠実ともとれる村の対応の一つとして、民法第210条囲繞地（いにょうち）通行権について伺います。

今、手元に持ち込み資料として、民法210条の原文の資料をお渡ししてあるかと思いますが、この第1項です。

現在、スキー場の敷地に隣接して囲繞地いわゆる袋地の状態になっている場所に住んでおられる村民や事業者の方がおられます。施設運営会社の出方によっては不安ではない毎日を過ごされている方がおられます。今ご覧いただいております民法210条囲繞地通行権についてですが、条文の第1項に書いてあるとおり「他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる」と付されております。

この囲繞地について、村長は、現在どのようにお考えになられておりますでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方から答弁を申し上げます。

ご質問をいただきました「民法210条の囲繞地通行権の把握の状況と対応」の件でございます。

2月上旬に関係の方と、現状と今後の対応について説明を申し上げたところです。村としては、その状況は土地の譲渡前から変わっておらず、契約の中でも、従前の立入権などについては制約を課さないということになっております。

しかし、今回事情を改めてお聞きし、要望を受け、囲繞地通行権いわゆる袋地にある土地の通行の権利について、運営事業者とも協議をしまして、改めて文章化して同意する文書を交わすことを了承を得て、これから手続きを進めていくところでございます。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

早く契約が進めるという状況に今あるという理解でよろしいでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

現在そのような状況にある方々が複数いらっしゃいます。ですので、それぞれの方と村がちょっと仲介をさせていただいて、そういった権利があるということの事実と、これからそういった権利が守られていくようにちょっと明文化していきたいという旨、説明をしていきながら進めていきたいと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

それは現在住んでおられる住民や事業者の方に対してなんですが、この通行権を行使することに対してこういう発言を、土地の所有者、住民の方とお話されているんです。実際現在、運営会社の現場のトップと思われる方がこの件について言及をされておられます。要するに地主の方から住民や事業者に対して、通行料の請求ができる権利がこの210条にぶら下がっております。「私の在任中は請求しないけれど、担当者が変わればそれはわからない」と発言をしたと、その圍繞地の住民から話を聞いております。

ということは、今の方が変わった場合には、現状の話がそのまま通らないのかなと感じておりますけれども、それについてはいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

あくまでも憶測のお話でございますので、現時点で村がどうのこうのというお答えはできませんので、ご了承をお願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ここから先の話は全て仮定の話になってしまいますので、率直な回答が得られないとなってしまいますが、例えばこういう環境を作ったのは誰だと認識されていますか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

先ほども申し上げましたとおり、村が所有しているから民間の方が所有しているからという状況は、元々囲繞地通行権がある状況でございますので、村有地だから民有地だからといってそれが変わったということではございませんので、それは元々ある権利ということで村は認識をしております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

これも仮定の話になってしまうんですけど、例えば現場のトップが変わりました、管理運営する会社も今度変わりますというような話もあります。その状態が変わった場合に、今の現状の話、地主さんとそういうことは大丈夫ですよという契約を交わしたのが、そのまま通じるかどうかというところだと思うんですけども、これもそうなったらどうしますかっていう話になってしまいますので、仮定の話だから回答しづらいと言われてればもうそれで終わっちゃうんですけども、それについてはどうでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

今おっしゃったようにあくまでも仮定の話でありまして、あともう一つ、民法の解釈の話もございますので、今この場で、その仮定の話で、法律の解釈のちょっと議論は敵さないかなと思っておりますのでご承知をお願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

そうなったときに、あのときこういうふう言われていたなというような転ばぬ先の杖的な話をさせていたきたいと思うんですけども、こういう環境を作ったのが村ですよ。囲繞地にしたのは、ですから、細かい話をさせていただくと、事業者側から囲繞地通行権の使用料の請求があった場合については、当然、村側が負担をすべきだと思いますし、私がなんでこういう話になっているかっていうと、実際の住民の方が不安でしょうがないんですよ。先ほども申し上げましたとおり、向こうの出方が変わればというような話も含めて、非常に不安に感じておられますので、先ほどの契約締結しますよって話は可及的にスピード感をもって進めていただいて、早く該当しておる住民の皆様の不安や不満を解消していただきたいなと思っております。

さらに申し上げますと、こういう状況になっちゃうんだよっていう話は、この契約を締結する前に、こういうふうになるんだけど大丈夫だよっていう話をしておくべきだったのではないかなと思いますけど、それについての見解はいかがでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

村が譲渡をする前にこういう状況にあるってということについては、譲渡したから変わったということではなくて、村が所有をしても囲繞地という状況については、変わりはないということでご理解をお願いいたします。

ただ、やはり感情的に、将来的な不安というところが村所有だから不安がなかった、民有地だから不安があったっていうのは、少しちょっとニュアンス的に変わってくる部分があるかとは思いますがけれども、村とすれば最初にお話をしたとおり、そういった権利があるということ、複数いらっしゃる権利を持っている方にお話をし、その権利ができるだけ、できるだけといいますか民法で定めておりますので、それはもうずっとある権利、侵されない権利になりますので、そういったことを確認をしていきたいと思っています。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

村だから安心だ、会社になったから不安だっていうふうに感じておられるのは、実際そこに住んでおられる住民がそういうふうに感じておられるんですよ。というのは、村がこういうふうにも思っているでもその意向がしっかり地域住民に伝わってなければ、何の意味もなさないですよ。こういうふうにも思っているだろうというような話。そうではなくて、事前に懇切丁寧にこういう状況になるんだけど大丈夫だよという話をすべきだったんじゃないですかという話をさせていただいておりますので、それについて再度、ご答弁をお願いしたいと思っています。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

これからのお話でございますので、そういった状況にあるということをしつかり丁寧に説明をして理解をいただければと考えております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ぜひ早急にその対応をしていただきたいと思います。該当する村民、事業者の方に、担当課長の口からこういう話があったぞということは、しっかり私の方からお伝えをしておきたいと思っています。

もう一点、次はスキー場の敷地の関係です。民地。スキー場の敷地で、村民もしくは元村民だった方から土地を借用しておりますが、今、その力関係、契約内容がどうなってるかご存知ですか。

議長（勝山 正）

もう一度、説明してもらっていいですか。

2番 湯本直木 議員

スキー場の敷地を、かつて木島平観光（株）が村民の地主さんからお借りしていました。それが今、その契約関係が向こうの会社とどうなっているのか、その以前に村としてやるべきことをちゃんとやったんですかということを知りたいんです。

議長（勝山 正）

もしあれなら、具体的にこうだと言ってもらおうと。

2番 湯本直木 議員

現状の話をさせていただくと、実際今、地主と直接、土地の賃貸借契約がなされていないという状況というお話があったんですね。なんでそうなったかというところを聞くと、その前段で、先ほどの契約前にやることをやってくださいね、こういうふうになりますよ、というのと同じ状況だと私は理解をさせてもらいましたので、この2点目として、その辺の土地の契約に関しての引き継ぎというか、実際はもう村とは契約関係ないわけですから、その辺の前段の段取りはどうだったかなというところの確認です。

議長（勝山 正）

基本的には、大項目にありますように、今度新しくなった運営会社とその後のことがどうなっているのかってこと、そういう質問の内容でよろしいですか。だから、今の大項目の中身の一つという解釈でよろしいですか。

2番 湯本直木 議員

はい。そういう解釈のつもりで、今回この作文をしてきたんですけど。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

ただ今のご質問については、すいません、今この場でちょっとお答えできる資料等ございませんので、後日お答えをさせていただきます。

議長（勝山 正）

それでよろしいですか。

2番 湯本直木 議員

はい。先ほどの課長の答弁のとおり、後日改めてということでありますので、この件についての質問は以上で終わらせていただきます。

3. 農業経営の基盤安定化について

2番 湯本直木 議員

3つ目としまして、農業経営の安定化についてです。

現在、村は、農業関係の施策で農業の担い手育成支援事業等、支援事業を複数展開をされておられますが、更に農業の安定化を図り、農家さんの栽培意欲の向上や農作地の維持確保を図り、農業施策を推し進めるには、近年、頻発している異常気象や災害時等で農家の収入減に対応するための施策を早急に実施する必要があると考えますが、どうお考えでおられますでしょうか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

それでは、私の方からお答え申し上げます。

近年の温暖化や台風、豪雨などの気候変動と思われるものが毎年のように続き、農作物への影響も懸念されているところです。気候の変化によって、従来から栽培されてきた品種がうまく育たない、品質低下や収量低下が懸念されています。

自然災害と同様、農業者の経営努力では避けられないリスクから農業収入の減少を保証できる収入保険制度があります。この制度は農業共済組合が行うので、自然災害だけでなく、市場価格が下がった、けがや病気などで収穫ができなかった、取引先が倒産したなどで収入が減少した場合に、自己責任部分を除き、積立と保険の両方で補填される制度です。こういった制度を活用し、収入の減少に対応する農業者が増えている状況と認識をしています。

そのほか、品種の転換や改良なども必要になってくると考えていますので、関係機関と連携し対応してまいりたいと考えています。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

前向きなお話なんですけど、これも令和7年度でやるよっておっしゃっていただければ、これでもうこの質問が終わりますがいかがですか。

議長（勝山 正）

湯本産業課長。

産業課長（湯本寿男）

この保険につきましては、元々果樹とか野菜とか、非常に天候に左右される作物の方々非常にメリットが大きい制度だと認識しております。

近隣の市町村でも、そういった保険の掛金を補助しているといったケースもございますので、木島平村につきましては水稻中心、また畑作の作型でございますので、そういった農業者のご意見を聞きながら検討を具体的にしていきたいと思っております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ちなみにどのぐらいかというところ、今出ましたんで、農済の関係のところへ確認をしました。長野以北で14市町村で、特に近隣の市町村で補助金を出している自治体は中野市198件、飯山市31件、山ノ内町142件ということで、保険の総額の補助は2割から3割程度の補助だということをお伺いしております。

例えば、1件当たり金額が3～4万円程度であれば、どうなのかなというところですね。20件あったとしても80万ぐらいで済む、その財源はどうしようかって話に当然なるんですけども、一般財源で、令和6年度かなり潤沢なところが一つありますけれども、単年度決算ですので内部留保して翌年に使うということができないとは思いますが、その辺も考えていただいて、ぜひ、冒頭で申し上げました意欲向上にも繋がる案件でもありますので、積極的に進めていただきたいことをお願いをしてこの質問を終わらせていただきます。

4. 木島平村教育振興基本計画前期（案）について

2番 湯本直木 議員

4つ目ですが、木島平村教育振興基本計画前期（案）についてお伺いしたいと思います。

木島平村教育委員会が令和7年（2025年）4月に策定しようとしております、令和7年度から令和14年度までの7年間にわたる「木島平村教育大綱（案）」が示され、それとはまた別に、令和7年度から令和10年度までの「木島平村教育振興基本計画前期（案）」があります。この教育振興基本計画（案）の中の「木島平型教育の推進」という小項目があります。

これは、私は以前にも一般質問で、木島平型教育ということについて質問をさせていただいたわけなんですけど、どうもまだ私の中では十分理解が進まないというか、迎合できない部分があり、消化不良のままになっております。

改めてお伺いしますが、今回の木島平村教育振興基本計画前期（案）の木島平型教育の推進については、7項目が挙げられていると思いますが、それぞれの現状値と令和10年度の目標値が設定されています。この7項目を実現させるための具体的な施策や実施計画がどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

令和7年度から施行する木島平村教育大綱、もう議員さん方にはお配りして目を通していただいております。これは、令和5年度から教育委員の皆さんのご意見を聞きながら作成してまいりました。作成の過程にあたり、これまでの教育大綱と同様に「～します」「～図ります」「～進めます」「～充実させます」等の文末になってしまい、具体的な指標であったり見返しがなく、実効性に欠けるというご指摘を受けました。

そこで、新たに木島平村教育振興基本計画、ここにあるものですが、これを策定いたしました。教育大綱と併せて、今、議員からお話があったように、令和7年4月1日から令和10年までの4年間で前期として取り組んでいく予定にしております。

教育振興基本計画の具体的な実施計画かどうかというご質問ですが、教育大綱及び教育振興基本計画の内容については、小学校、中学校、また保育園に関わる内容が多いです。ですから、案の段階で既にもうお示しをして、既に6年度の教育活動に取り組んでいただいているものもありますし、令和7年度の学校運営や教育内容、さらには、学校行事等に位置付けられるものは位置付けて、今計画をされています。4月より具体的に取り組んでいただけるようにしています。

小中学校においては、年間の学校運営に関わる計画を作成しています。冊子にしています。それを基にして学校運営がなされています。内容としては、どのように行っていくのか、担当者は誰か、どのような教育活動と重ねていくのか、予算がどのぐらいだとか、かなり詳しいものを冊子としてまとめて、年間を通してそれを実行していくというふうになっています。

学校は、校長をリーダーにして、組織として運営されています。管理職と教職員が課題や施策について共有して取り組んでいくことが重要です。教育委員会としては、学校運営や環境について絶えず連絡を取りながら、学校運営をサポートしていくというふうになります。

木島平型教育の中に指標内容が示してあります。内容を見ますと、子供たちを評価するのってすごく難しいんですよ。ですので、アンケートで、どう思っているかとか、どういうふうに結果的になったかっていうところが指標で示されていますので、ご理解をお願いいたします。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

具体的に7項目と申し上げましたので、できれば答弁は1から7について、この数値目標もその中には設定をされておられますので、その内容についてのより具体的な話を教育長の口からお聞きできればよかったかなという今感じておるわけなんです。例えば、木島平型教育の推進の7項目の第1番目「他者との共同による『主体的・対話的で深い学び』で、確かな学力と自律性を育む木島平型教育の充実」ということがまずトップに書かれております。この詳細な内容について再度答弁いただけますでしょうか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

ではお願いいたします。

昨日もお答えしましたが、本村で行っている東京大学との連携協定の中で進めている「探究と協同の学び」、それは、主体的で対話的で深い学びと理解しております。そのことを通して、確かな学力の自律性を育てていくということを継続してやっています。

これについては、先生方がそういう授業観、教育観になって子供たちと向かい合っていく必要があります。そのことを小学校、中学校、年3回、講師を招聘して検証していく、また、自分たちの授業に生かしているという状況です。

ですので、この部分については、小学校、中学校の現場の中で実施されると理解しております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

1から7までやっているとちょっと時間が足りないので、一番最初の（1）についてだけお伺いをしました。東大云々の話がありました。

昨日、江田議員への教育長の答弁で「知識の習得は過去のもの」との発言もあり、「生きる力が大事」とも発言をされておられます。この発言と今の木島平型教育の推進との整合性はどうか考えられているのか教えていただけますか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

整合性ということはありませんが、これまでの教育観は、与えられたものを覚える、知識を蓄えるという学習スタイルでした。それではもうこれからの時代は通用しない。それを使って更に探究をしていく、新しいものを生み出していくという学習に変わっています。ですので、授業内容も教科書を覚える、知識を比べるだけではだめだとなっています。

ですので、現場の先生方は大変苦勞されています。探究的な課題を設定する、その課題を子供たちが食いついて夢中になって取り組んでいく、さらにもっともっと高いレベルで取り組んでいく、そのような子供たちを目指しています。

ですので、自律する学び手を育てるということを、小中学校ではお話をさせていただいています。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

今、教育長から高いレベルでというような発言がありました。

この周辺の教育関係者の話の中では、これは木島平村だということではないんですけれども、近年、中学3年生の段階で九九が正確にできなかったり、アルファベットを正確に書けない生徒が存在しているというような情報がありますが、こういった内容については教育長はどのような認識でおられますか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

子供さんの学習のスタイルであったり、特性に応じてそういう子供さんがいらっしゃるかもしれません。ただ、私としても、学校としてはそういう子供さんにも丁寧に学習を保障していく必要があると思っています。将来社会に出て、たくましく生きていける力は義務教育であっても、しっかりと培っていけるようにサポートしていく必要があると思っています。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

私は、こういう生徒が存在するからためだよって言っているわけではなくて、やはり近年の教育については、個々の個性を大事にして、自分の短所は目をつぶって長所を伸ばすというような教育スタイルがだんだん多くなっていると感じているわけでもありますので、こういったある意味、形にはまっていない児童生徒に対してしっかりフォローしてあげることが、ある意味、教育長がおっしゃっておられる木島平型教育推進の一躍になるのではないかなと考えますので、ぜひその辺も厚く見守っていただければなと思っています。

あと相対的な話になりますが、今回の基本計画（案）については、令和7年度から10年度までの4年間に渡っての実施計画になりますが、これは村の財政計画と当然リンクしておるものだと理解しておりますけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

はい、そのとおりです。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

それでは、木島平型教育を推進するにあたって経年年度での成果や反省については、どのようなハンドリングをされていくのか、それを今後どう対応されていくのか、最後にお聞かせください。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

毎年毎年見返しは大事だと思っております。4年間で切つてあるのは、先がなかなか読めない時代になっていますので、新しい施策が入って来る、また、求めていくことが重要だと思つて4年間にしております。これについては、小中学校も含めて教育委員会も毎年毎年、実施の見返しをしていくように考えています。以上です。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

ある意味長期の計画でもありますので、当初作った計画だからそのとおりにやらなきゃいけないというところはないと思います。年度年度で若干の微調整を加えながら、その時代に即した内容で進めていただければなということをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

5. 信州型フリースクール認証制度への対応について

2番 湯本直木 議員

最後5つ目になりますが、先ほどの木島平型教育との関連もあるんですが、信州型フリースクール認証制度への対応についてお伺いをしたいと思います。

令和6年4月に長野県は、県内市町村教育委員会に「信州型フリースクール認証制度への補助制度」を導入してくださいというように求めています。現段階、県からどのような要望や指示が来ているのか、その内容と今後の見通し、計画はどうなっているのか、教育長に見解をお願いしたいと思います。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

「信州型フリースクールの認証制度についての対応」ということですが、お願いいたします。

県民文化部が進める信州型フリースクール認証制度については、事業推進の説明資料等は頂いていますが、具体的な指示は頂いておりません。そういう状況です。

現在、岳北地域では唯一、木島平村、飯山市、中野市を起点とするNPO法人パームボイスが信州型フリースクールの認証を得ている状況です。現在、本村の小中学生がこの信州型フリースクールを利用しているという報告は受けておりません。したがって、利用者の補助金等はないわけです。

しかし今後、信州型フリースクール認証が得られた企業が新たに岳北地域で取り組まれる場合には、本村の児童生徒が利用する可能性があると思います。そういうふうになった場合には支援をしていく必要があると認識しています。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

この制度は居場所型支援であり、学び方支援であれ、不登校や不登校になりそうな児童生徒に対し

て、県が実施要項にその趣旨を書いておりますけれども、新たに創設した教育支援制度の一つでもあります。

ここで改めてお聞きしますが、1つ目として本村で不登校及び不登校と思われる児童生徒の定義はどうかになっておりますでしょうか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

定義、県の教育委員会に提出するものは、年間で30日以上欠席がある場合に不登校児童生徒としてカウントされています。ただ、30日というとても少ないんですね。ご家庭の事情で休んだ子供たちもカウントされてしまいます。その中で、本当に支援が必要なお子さんを見抜いて、丁寧な支援をしていくというのが大事だと思っております。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

県は年間で30日以上欠席した場合は不登校というような一つの指針を出しておるようですが、これ1か月に直すと2.5日ぐらい欠席すると不登校というような定義に該当してしまうわけなんですけど、それに関連して、今現在、非常に教育長としては言いにくいかと思うんですけども、不登校もしくは不登校と思われる生徒は村の中にはおられるんでしょうか。

議長（勝山 正）

質問の内容ちょっとずれてきているので、質問を訂正していただけますか。

2番 湯本直木 議員

事前のいろんな話をお伺いしますと、実際問題存在しているんですよ。木島平に限らず、逆に言うと不登校もしくは不登校と思われる生徒がないということは、まずあり得ないという教育関係者の話でありました。

現状、今そういう対応している生徒の状況、先ほどもありましたが、学校で対応できなくなると、先ほど申し上げましたとおり、フリースクールに頼らざるを得なくなってくるという流れになると思うんですが、現状、教育長の段階でフリースクールに木島平の子たちが行っているいないの情報はあらないに関わらず、耳にされているかどうか伺わせてください。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

先ほどもお答えしましたが、フリースクールに通っている児童生徒を把握しておりません。

ただ、本村の状況ですが、NPO法人のパームボイスが、これは厚労省がすすめる生活困窮者自立支援制度を活用した学習支援、相談業務等を、平成31年に健康福祉係と業務委託の契約を結んでいます。これは、不登校児童生徒、高校中途退学者及び未就労者の相談業務、それと学習習慣の形成や学習内容の定着に課題を持つ小中学生を対象にする学習支援、これができるようになっています。

ですので、平成31年度から木島平小中学校は、この制度を利用して生活リズムを整えていくとか、

子供の学習支援をしていただくとかを行っています。現在、小中学生6名が利用しています。基本的には一対一で対応、週1回の学習支援がなされています。

実施されたことについては、報告書が健康福祉係の方に上がってきます。また、小中学校で保護者の方も参加される支援会議には、このパームボイスから担当者がみえて一緒に行っている状況です。この制度を利用するのは、あくまでも本人や保護者の同意に基づいて行われています。ですので、先ほどもお話ありましたが、困っている子供さん、もっともっと勉強したい、関わりたいという子供たちに対しての支援として続けています。

岳北地域にフリースクールがあつたらいいという声はお聞きしています。また、飯山市の方で小学校が統合されて空き学校ができます。それを利活用として、信州型のフリースクール認証を取りたいという方もいらっしゃるという情報を得ています。そうなれば、当然、木島平村にも相談がありますし、またこちらの方もどういう運営されるのかというような連携をとっていく必要があると感じています。

以上です。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

このような生徒児童の皆さんに対して、新年度で、フリースクールに近い対応ができるような新しい事業は予定はされておられるのでしょうか。

議長（勝山 正）

関教育長。

教育長（関 孝志）

小中学校の先生方はとても頑張って支援をされています。その様子は保護者にも伝わっております。先生方と話す中で、子供たちの学びやすい学校をつくるために居場所を考えていきたいという職員からの提案もあります。空き教室が増えてきていますので、中学校では個別に対応した方がいいと思われる生徒には個別に学習ができたり、少し休めたりする教室、スペースは確保されています。

そんなふうに、学校ではいろんな子供たちが、やっぱり学校で学びたい、友達と一緒に生活したい、自分の学習を進めたい、そういうことは先生方も承知されていて、現在は学校対応で行っています。教育委員会としては、パームボイスの、今お話したような制度を使って子供たちをサポートしていることを応援していきたいと考えています。

以上です。

議長（勝山 正）

湯本議員。

2番 湯本直木 議員

先ほどのお話もさせていただきましたが、そういった生徒さんに対応できるような学校、中間教室、フリースペースのところについては、新年度予算でしっかり対応していただいて、実施してもらいたいと思いますので、予算に関しては、この後の予算決算常任委員会の中で精査をさせていただきたいと思っております。

ぜひ、村として、対象となり得るご家庭に対して、経済的にも精神的にも前向きに救いの手が差し伸べられる、させることができる制度を早急に創設していただくことをお願いしまして、私の質問を

終わらせていただきます。

議長（勝山 正）

以上で、湯本直木議員の質問を終わります。

（終了 午前10時55分）

議長（勝山 正）

ここで暫時休憩とします。

再開は午前11時05分とします。

（休憩 午前10時55分）